

令和6年度（2024年）税制改正

令和5年12月中旬に令和6年度（2024年）税制改正が閣議決定されました。今回は主な改正内容の概要を紹介し、次回以降により詳しい解説を行います。

今回の税制改正は、政界情勢の影響による物価上昇、デフレ脱却のための継続的な賃金上昇への対応が主な内容となっています。しかし、目玉となる大幅な改正は無く、全体的に従来の制度を調整する内容の改正が多くなっています。

主要な改正項目の概要

項目	内容
個人所得関連	1. 所得税・個人住民税の定額減税 2024(R6)年に、納税者本人+扶養親族1人につき4万円(所得税3万+住民税1万)の税額控除を行う(但し、合計所得1,805万円超(給与収入の場合2,000万円超)を除く)。また、非課税世帯や税額控除を活用しきれない世帯には、別途給付が行われる予定。
	2. 子育て世帯等の住宅ローン控除の拡充 2024(R6)年より住宅ローン限度額の縮小が予定されていたが、子育て世帯・若年世帯に限り、2024(R6)年入居分について従前と同水準を維持。
	3. 税制適格ストックオプションの利便性向上 新規に事業を始めるスタートアップ企業の促進をするため、スタートアップ企業が付与した税制適格ストックオプションの権利行使価額の限度額の上限を、最大3600万円まで引き上げる。
法人関連	4. 賃上げ促進税制の見直し 大企業:要件の厳格化が行われ、賃上げ率が低い企業は控除率が縮小。 中小企業:主な要件は変わらず、控除限度を超えた金額を5年間繰越することで、継続的な賃上げを促進。 また、女性活躍・子育て支援の取組(「くるみん」「えるぼし」等)の認定を受けている場合に控除率の上乗せ(5%)。
	5. 外形標準課税の適用対象の見直し 資本金1億円超の会社が、新たに減資で資本金1億円以下としても「資本金+資本剰余金」合計が10億以上であれば引続き外形標準課税の対象。 また、大規模法人の100%子会社で「資本金+資本剰余金」合計が2億円超であれば外形標準課税の対象になる。
	6. 飲食費に係る見直し 損金不算入となる交際費等から除外されるいわゆる5,000円以下飲食費(社外との飲食に限る)の範囲について、金額要件を1人当たり5,000円以下から10,000円以下に引き上げ。

その他の改正項目

①扶養控除・生命保険料控除等の改正の検討

児童手当の所得制限の撤廃と18歳までの給付延長に伴い、その給付とのバランスから16~18歳の扶養控除の見直しの継続的な検討、ひとり親控除の所得制限の検討、及び生命保険料控除の引き上げを検討し、次回税制改正でその内容が確定すると想定されます。



②法人版事業承継税制の特例承継計画の提出期限の延長

特例承継計画の提出期限のみ2年間延長(2026(R8).3.31まで)されました。但し、計画実行の適用期限は延長せず「2027(R9)年12月末」は変更されていません。

@1月の予定

- 1/10・12月分源泉所得税
・住民税の特別徴収税額納付期限
- 1/31・11月決算法人の確定申告
・2,5,8月決算の消費税及び地方消費税の中間申告

《休業日》土曜・日曜・祝日

黒沼共同会計事務所 検索

